

報告第9号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月28日提出

南風原町長 城 間 俊 安

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償額の決定に関する事項

## 専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成28年11月15日

南風原町長 城間俊安

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 相手方
- 3 事故の概要 平成28年10月23日(日)11時00分頃、大名公民館駐車場から、公用車を後退にて県道240号線出る際に、右側後部が相手車両の左後部と接触し、当該車両を損傷させた。
- 4 損害賠償額 48,800円